

よくあるご質問

事業概要について		
	Q	A
1	「安全安心に配慮した民間主催のモデルイベント支援」とは？	<p>○国及び県の方針や国の方針に従って作成された業種別ガイドライン等に沿った感染症対策を講じたイベントを開催する事業者に対し、イベント開催に係る費用を支援するものです。</p> <p>○イベント毎に支援金として、事業費用の2分の1（最大50万円まで）を支給します。</p>
2	「国及び県の方針」とは？	<p>○国の方針とは、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の事です。詳細は国のホームページ 【https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html】 をご覧ください。</p> <p>○県の方針「9月19日以降における催物の開催制限等について」は、県のホームページ 【https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html】 をご覧ください。</p>
3	「業種別ガイドライン」とは？	<p>○国の新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に従って作成された業種や施設の種別ごとのガイドラインの事です。詳細は国のホームページ 【https://corona.go.jp/】 をご覧ください。</p>
4	福岡市が策定する「イベント開催における安全安心対策マニュアル（仮名）」とは？	<p>○福岡市が「安全安心に配慮したモデルイベント開催運営業務委託」において策定する「安全安心に配慮したイベントマニュアル」の事です。</p> <p>○初版は9月28日（月）に公表されています。</p> <p>【https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c_kanko/business/manyuaru.html】</p>
5	募集対象となる「事業者」とは？	<p>○福岡市において開催されるイベントを主催又は運営・企画する事業者です。</p> <p>○「事業者」には、民間事業者のほか、イベントを開催するために設置した実行委員会、法人格のない団体及び個人等も含まれます。</p>
6	NPO、自治会、町内会等も募集対象となる「事業者」に該当するか？	<p>○NPO、自治会、町内会等も募集対象となる「事業者」に該当します。</p> <p>○ただし、イベントの要件として、限定された地域等を対象としたイベントについては、募集の対象外となります。</p>
7	「運営・企画する事業者」とは？	<p>○主催者から委託や委任等により、イベント全般の運営・企画を実施される事業者の事です。単に、イベントの一部(警備、清掃など)を実施する事業者は該当しません。</p>
8	市町村税は滞納してはいるが、支払期限の猶予を受けている場合はどうなるのか？	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税について支払期限の猶予を受けている場合は、滞納に該当しません。</p>

9	募集対象となる「イベント」とは？	<p>○令和2年10月17日から令和3年1月31日の間に開催される、主に下記要件を満たすイベントです。</p> <p>①福岡市内で開催されるイベントであること</p> <p>②国及び県の方針や業種別ガイドライン等に沿って、感染症対策が行われること</p> <p>③福岡市が策定する安全安心対策マニュアルに沿って、感染症対策が行われること</p> <p>④イベントにおいて、飲食、物販、サービス等の消費の喚起や需要の創出につながるコンテンツが含まれること</p>
10	スーパーや商店街で行うセール等は、募集対象となる「イベント」に該当するか？	○単なる販売商品のセールやキャンペーン等については、通常の店舗営業の範囲内のイベントであると考えられるため、募集の対象外です。
11	イベントにおいて、飲食、物販、サービス等のコンテンツとは？	○イベント内において、飲食、物販、サービス等を実施されるもののほか、イベント参加者が本市の飲食店や小売販売店などでの消費活動を行うと判断されるものを含みます。
12	申請すればすべてのイベントが支援対象となるのか？	○1事業者から複数のイベントについて応募いただくことは可能ですが、応募されたすべてのイベントに対して審査を行い、20件程度の支援対象イベントを選定させていただきます。
13	イベントを開催するにあたり、他の官公庁等に届け出をする必要があるか？	<p>○参加者1,000人を超えるイベント等の開催を予定する場合には、施設管理者または主催者は、その開催要件等について、福岡県まで事前相談することとされています。</p> <p>○具体的には、開催1か月前までを目途に、下記宛先まで事前相談票を提出する必要があります。詳細は、県のホームページ【https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html】にてご確認ください。</p> <p>【事前相談票提出先】 福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 まん延防止班 Mail: corona-ma001@pref.fukuoka.lg.jp FAX: 092-643-3697 (TEL : 092-643-3342)</p> <p>○その他、イベントの内容に応じて、警察署、消防署及び保健所等へ、適宜、届出や相談していただくようお願いします。</p>
支援金の支給について		
	Q	A
14	支援金の支給対象は？	○支援金の対象となる事業費とは、アルコール消毒液やフェイスガードの購入、サーモグラフィのリースなどの感染症対策費用、来場者に安全対策を周知するための広報費、実施報告書の作成費等をはじめとする、感染症対策を講じたイベント開催に要した費用です。
15	支援金の支給時期は？	<p>○イベント終了後概ね1か月以内に提出していただく「実施報告書」を精査し、適正に事業が実施されたことが確認されたあと、支援金を支給します。</p> <p>○実施報告書提出後、概ね3週間後に指定の口座にお振込みします。</p>

16	他の公的機関から補助金等を受ける場合、重複して当該支援金の支給を受けることはできるか？	<p>○市より当該イベント開催に係る補助金、負担金、支援金等を受けている場合は、原則、この支援金は支給できません。</p> <p>○国及び県より同様の補助金、負担金、支援金等を受ける予定がある場合は、支給制限がかかる場合がございますので、事前に国及び県にもご相談ください。</p>
応募手続きについて		
	Q	A
17	応募方法は？	<p>○応募方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募期間 <ul style="list-style-type: none"> ①10月開催のイベント 令和2年9月28日(月)～令和2年10月9日(金)17時まで(必着) ①11月～12月開催のイベント 令和2年9月28日(月)から令和2年10月23日(金)17時まで(必着) ・提出方法 メールまたは郵送(特定記録または簡易書留等) 【提出先】 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市緊急経済対策実行委員会事務局 安全安心イベント支援担当 (福岡市経済観光文化局MICE施設整備担当) E-mail : miceseibi.EPB@city.fukuoka.lg.jp <p>○詳細は、募集要項の「6 事業者の応募」(p.4-6)をご参照ください。</p>
18	提出書類は？	<p>○募集要項の「6 事業者の応募 (3) 提出書類」(p.5-6)に記載されている書類を提出してください。</p> <p>○提出方法により、提出部数が異なります。「6 事業者の応募 (2) 応募方法及び提出部数」(p.4)をご参照ください。</p> <p>○作成にあたっては書類への記載漏れがないように、また、送付にあたっては送付部数や添付漏れがないようにお気を付けてください。</p>
19	「運営・企画事業者」として申請する場合、別に提出すべき書類があるか？	<p>○主催者と運営・企画事業者で提出する書類に違いはありません。</p> <p>○募集要項の「6 事業者の応募 (3) 提出書類」(p.4-5)に記載されている書類を提出してください。</p> <p>○運営・企画事業者が申請する場合は、必ず主催者に申請の承諾をとってから申請してください。</p>
20	「イベントの実施計画書」や「感染症対策計画書」の作成について相談していいか。	<p>○質問がある場合には、メールにて質問書(様式第7号)を提出してください。回答については、随時、福岡市のHP上で公表します。</p> <p>【受付期間】 令和2年9月28日(月)～10月2日(金)17時</p> <p>【提出先】 福岡市緊急経済対策実行委員会事務局 安全安心イベント支援担当 (福岡市経済観光文化局MICE施設整備担当) E-mail : miceseibi.EPB@city.fukuoka.lg.jp</p>
21	計画書等は「概ね10ページ以内」となっているが、少し超えてもいいか。	<p>○計画書等は10ページ以内を目安として設定させていただいております。ページの増減は評価には反映いたしません。</p>
22	全国巡回するイベントの場合、収支計画は福岡市で開催される分だけでいいのか	<p>○支援金は、あくまで福岡市内において開催されるイベントに対して支給するものですので、収支計画は福岡市での開催分のみで作成してください。</p>

23	新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)の利用は必ず使用しないといけないのか	<p>○国において、来場者が新型コロナウイルスの陽性者との接触状況を把握するために、接触確認アプリ(COCONA)の導入を推奨しています。</p> <p>○来場者の端末等でアプリが使用できない場合は、連絡先を把握するなどの対応をお願いします。</p>
24	選定結果は通知されるのか?	<p>○採択事業者に対しては、</p> <p>①令和2年10月開催分は、10月16日(金)</p> <p>②令和2年11月～令和3年1月開催分は、10月30日(金)</p> <p>に電子メール等で担当者に連絡した上で、採択事業者決定通知を郵送します。</p> <p>○あわせて、採択結果(採択した事業及び事業者等)について、福岡市のHP上で公表します。</p> <p>○不採択となった方には、通知はありませんので、福岡市のHP上でご確認ください。</p>
25	選定経緯等の審査内容は公表されるのか?	<p>○審査内容については、公表の予定はございません。</p> <p>○また、審査結果(内容)に関する異議・質問等の問い合わせにつきましては、一切受け付けません。</p>
イベントの実施について		
	Q	A
26	イベントに市は関与するのか?	<p>○市は、感染症対策について、国及び県の方針や業種別ガイドライン等に沿って実施計画がなされていない場合は、必要に応じて助言することがあります。</p> <p>○イベントについては、民間事業者が主催者として実施するものであることから、感染症対策などのすべてにおいて主催者が責任をもつこととなります。</p>
27	イベント当日は現場の確認はあるのか?	<p>○イベント当日は計画どおりに実施されているか現状確認をすることがあります。</p>
28	助言には従う必要があるのか?	<p>○感染症対策にあたり、国及び県の方針や業種別ガイドライン等に沿って実施されていない場合などには助言いたしますので、協議しながら、感染症対策に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。</p>
29	実施計画書提出の段階では、実施予定であった感染症対策が、予算の都合により実施できなくなってもよいのか?	<p>○感染症対策について、実施計画と報告に大幅な相違があるときは、支援金の支給を行わない場合があります。</p> <p>○計画が変更された場合は、必ずイベント開催前に最新の計画書を提出してください。</p> <p>○なお、大きく変更が生じる恐れが場合は、あらかじめ市と協議してください。</p>
30	イベントにおいて、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、どうするのか?	<p>○感染者が発生した場合の対応についても、主催者が対応することとなりますので、「感染症対策計画書」で策定するとともに、発生した場合は計画どおりに実施してください。</p> <p>○なお、対応すべき事例が発生した場合は、市へ連絡及び報告をしてください。</p>

31	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催延期や中止をした場合はどうなるのか？	<p>○イベント開催の延期や中止に関しては、市と事業者の協議の上で決定をします。</p> <p>○中止の場合は、その時点でかかった費用の2分の1（最大50万円まで）を支援金として支給します。</p> <p>○延期の場合は、延期した時にかかった費用と開催時にかかった費用の合計額の2分の1（最大50万円まで）を支援金として支給します。ただし、延期の期限につきましては、令和3年1月31日までとなります。</p> <p>○なお、新型コロナウイルス感染症に関する国及び県の方針、要請等に反して、イベントを開催する場合は、決定を取り消すことがあります。</p>
イベント終了後の報告について		
Q		A
32	イベント終了後の手続きはあるのか？	<p>○イベント終了後概ね1か月以内に提出していただく「実施報告書」を精査し、適正に事業が実施されたことが確認されたあと、支援金を支給します。</p> <p>○実施報告書提出後、概ね3週間後に指定の口座にお振込みします。</p> <p>○また、「実施報告書」の内容を、福岡市が策定するマニュアルに反映しますので、必要に応じて、ヒアリングを実施させていただきます。</p>